

Zenken通信 (vol. 63)

▽ 今回のお届け情報

Title: 福岡市「最低制限価格等を新公契連モデルへ」

Outline

添付資料P1～2

○福岡市は、厳しい経営環境が続く中、地域の建設業が持続的に発展できるよう、適正価格での受注を推進し、工事品質の確保や建設業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、10月より最低制限価格を引き上げた。

○なお、WTO案件（26.3億円以上）を対象としている、低入札価格調査制度における調査基準価格についてもあわせて改正した。

〔見直し内容〕

最低制限価格及び調査基準価格の引上げ

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 設定範囲 | 7/10～8.5/10 ⇒ 7/10～9/10 |
| (2) 算定式 | ・ 直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし |
| | ・ 共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし |
| | ・ 現場管理費×0.60 ⇒ <u>×0.70</u> |
| | ・ 一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし |

《福岡県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

九 建 白 報

2009年(平成21年)10月2日 金曜日

設定範囲は最大90%

福岡市 最低制限価格を改定

福岡市は、10月から工事及び製造の請負に係る最低制限価格を改定した。

現場管理費が60%から70%に引き上げられ、「直接工事費95%+共通仮設費90%+現場管理費70%+一般管理費30%」×1.05で算出される額となる。設定範

囲は設計金額の70%~90%。

平成21年10月1日以降に入札公告、指名を行う案件から適用する。

WTO案件(工事26億3000万円以上)に実施している低入札価格調査についても改定した最低制限価

格の算定方式により算出した額を調査基準額とする。

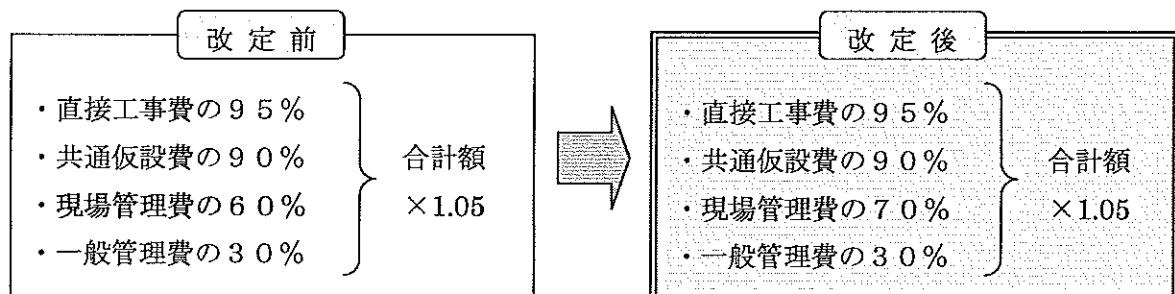
市では、適正価格での受注を推進し、工事の品質確保、建設業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、10月から改定した。

最低制限価格の改定について

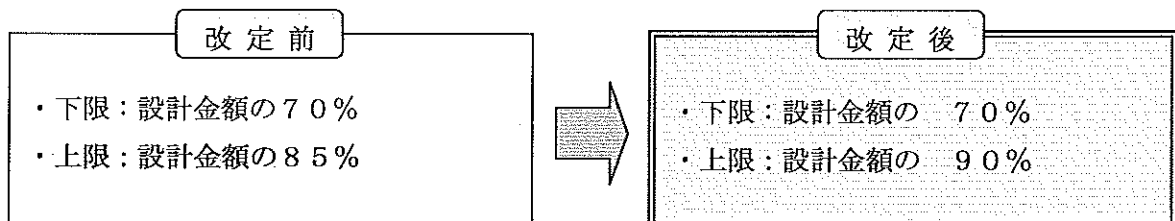
福岡市では、厳しい経営環境が続く中、地域の建設業が持続的に発展することができるよう、適正価格での受注を推進し、工事品質の確保、建設業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、平成21年10月から工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格を改定します。

1 改定の内容

① 算定方法



② 設定範囲



2 実施時期

平成21年10月1日以降に入札公告または指名を行う案件から適用します。

3 その他

26億3千万円以上の工事（WTO案件）に実施している低入札価格調査についても、上記の最低制限価格の算定方法により算出した額を調査基準額とします。